

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年八月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年八月二日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で 大御堂字檜下六二八番一六地先ま	児玉郡上里町大字大御堂字阿保境 六二〇番四地先から同郡同町大字	区 間
一〇・九一 九・九〇ゝ	七・八〇ゝ 八・八六	敷地の幅員 (メートル)
九九・八〇		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事である。		備 考